

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：協和機工株式会社

住所：東京都足立区千住宮元町1番12号

2. 指名停止措置期間 自 令和5年11月17日 1ヶ月

至 令和5年12月16日

3. 事実概要

協和機工株式会社の一般役員等（広島営業所長）は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関わる令和4年7月の一般競争入札をめぐる、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報を利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いがあるとして、令和5年9月27日贈賄と官製談合防止法の疑いで岡山県警に逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第4号ロに該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第4号ロ〉

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から イ 3ヵ月以上9ヵ月以内 ロ 1ヵ月以上3ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564